

令和3年5月24日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二
(公印省略)

「令和3年度 東京オリンピック・パラリンピック2020を契機とした観光プロモーション事業」
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度 東京オリンピック・パラリンピック2020を契機とした観光プロモーション事業

2. 事業目的

東京オリンピック・パラリンピック2020の開催、さらにはマラソン・競歩など一部競技の札幌開催という機会を最大限に活用し、「(1) 観光PRイベント企画出展 (JNTO連携)」、「(2) コマーシャルムービーの制作」、「(3) オンラインセミナーの企画開催 (北海道独自開催)」、「(4) 在日海外メディア招聘・エクスカージョンの企画実施」の4つの施策を効果的に連携して実施し、海外対象市場での北海道に関する記事露出の拡大ならびに旅行商品造成を促進して北海道の認知度向上や興味喚起をはかり、来るべき訪日旅行再開後の北海道への観光誘客につなげる。

3. 契約期間 契約締結日～令和4年2月28日 (月)

4. 業務内容

- (1) 観光PRイベント企画出展 (JNTO連携)
- (2) コマーシャルムービーの制作
- (3) オンラインセミナーの企画開催 (北海道独自開催)
- (4) 在日海外メディア招聘・エクスカージョンの企画実施

5. スケジュール (予定)

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 5月24日 (月) | 公示・北海道観光振興機構WEBサイト掲載 |
| 5月31日 (月) | 企画提案参加表明締切 |
| 6月14日 (月) | 企画提案書の提出期限 |
| 6月中旬 | 企画提案の審査 (ヒアリング審査)、委託事業者決定、契約締結、業務開始 |

6. その他

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日から3営業日(6月3日(木))の15時までメールで受付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。

<お問い合わせ>

(公社)北海道観光振興機構 誘客推進本部
海外誘客部 担当/水谷
TEL 011-231-6736
E-mail m_mizutani@visithkd.or.jp

以上

「令和3年度東京オリンピック・パラリンピック2020を契機とした観光プロモーション事業」 企画提案指示書

1. 目的

2019年度に発生した新型コロナウイルスの長引く影響により、海外からの自由な訪日旅行再開の目途が未だに立っていないが、国は「2030年訪日外国人6千万人」を目標として掲げ、「真の観光先進国」の実現に向けて着実に施策に取り組むとの方針を堅持している。本事業は東京オリンピック・パラリンピック2020開催による訪日関心の高まり、さらにはマラソン・競歩など一部競技の札幌開催による北海道(札幌)への関心の高まりを契機として海外メディアに対して積極的な情報提供を行い、海外市場での北海道観光の記事露出・情報流通の拡大をはかる。あわせて海外の旅行会社を対象に北海道の観光情報を提供し、訪日・来道旅行商品の造成を促進し、来るべき訪日旅行再開後の北海道への観光誘客につなげる。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(※以下、「観光機構」という)が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。(なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事)
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 予算上限額

19,500千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間: 契約締結の日~令和4年2月28日(月)

(2) 業務スケジュール:

5月24日(月) 公示・北海道観光振興機構WEBサイト掲載

5月31日(月) 企画提案参加表明締切

6月14日(月) 企画提案書の提出期限

6月中旬 企画提案の審査(ヒアリング審査)、委託事業者決定、契約締結、業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(3) 業務完了日：

令和4年2月28日(月)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)。

(4) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7 業務委託内容

(1) 観光PRイベント企画出展(JNTO連携)

JNTOが期間限定で設置するイベントスペースでの企画出展を行い、海外メディアに対して北海道観光の魅力を訴求し、海外対象市場でのメディア記事露出拡大を図る。

① 企画提案事項

- a. 「地方PRブース」の装飾および観光PRの実施内容
- b. 「イベント・ワークショップエリア」の出展内容(体験型ワークショップ等、大型モニターの活用)

② 出展期間

2021年7月29日(木)～30日(金) 10時～18時

③ 出展場所

東京スポーツスクエア 3階 JNTOのPRスペース(約270㎡)の一角
(住所:東京都千代田区丸の内3-9-39)

④ 出展費用

無料

⑤ 来場予想

東京スポーツスクエア来客予想人数 最大200名/日

⑥ その他

ブース設備、共通設備等、現地の施設情報については、参加表明後、別途案内する。

【留意事項】

[a.に係わる留意事項]

- ・出展者の人数は10名まで(当機構職員1~2名を含む)を上限とする
- ・素材提供を希望する海外メディアに対し、当機構が構築する写真素材クラウドのURL紹介を想定

[b.に係わる留意事項]

- ・体験型ワークショップ等(例:伝統工芸の制作体験)の実施または紹介については、北海道らしさが伝わる内容とすること
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した実現可能な内容とすること

[その他留意事項(a.、b.共通)]

- ・常時2名以上の会場通訳者を配置すること(言語は英語)。会場通訳者は語学力(英語)だけでなく、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有することを必須とする
- ・PRブース、ステージ・体験型ワークショップの内容をオンライン配信するため、英語で案内できる体制を整えること
- ・当機構が集める協賛の調整を行うこと
- ・会場内で物品配布を行う場合は、個包装かつ常温で長期間(7日間程度)保存可能なものに限る
- ・地方PRブースのある3Fフロアでの飲食は不可(酒類は持ち帰りを原則とする)

(2) コマーシャルムービーの制作

海外メディア等の北海道への興味喚起につながり、海外メディアの取材先として北海道が優先的に選ばれるための観光PR動画(コマーシャルムービー)を制作する。北海道の魅力を直感的かつ端的に伝え、強く印象に残る内容とし、(1)観光PRイベント企画出展(JNTO連携)でも活用する。

① 企画提案事項

ア. 当機構の提供動画素材（※注1）や企画提案者の独自素材を編集・加工して本映像を制作すること

イ. 内容

動画の時間：15秒以上1分以内

動画本数：2本以内

形式：MPEG-4

ウ. その他

表現方法や構成について、ラフ案やデザイン案を活用して可能な限り具体的に提案すること

【留意事項】

- ・既存の映像活用を行う際には、権利関係について法に抵触しないよう留意すること
- ・企画提案内容を元に当機構と協議し、内容決定後、編集制作に着手すること

※注1）当機構より提供可能な動画素材（著作権フリー）は、参加表明後、別途案内する。

〔（1）（2）の見積依頼内容〕

観光PRイベントの企画費用、ブース装飾・TVモニター設置手配・動画編集・運営費用（地方PRブース）、体験型ワークショップ等の企画・備品手配・出演者謝礼・運営費用（イベント・ワークショップエリア）、コマーシャルムービー制作費用、会場通訳者の手配費用、事務局運営費用（来場者の受付管理およびフォロー、配布資料の会場送付・保管、協賛品の募集管理）等

（3）オンラインセミナーの企画開催（北海道独自開催）

北海道ならではの食や文化体験、北海道観光の楽しみ方や魅力・独自性を紹介するオンラインセミナーを英語で実施し、北海道への強い興味喚起をはかり、海外対象市場での記事露出ならびに旅行商品造成を促進する。

① 企画提案事項

- ・開催候補日時、参加対象者に向けて提供する話題（ニュースソース）、考え方、伝え方について具体的に提案すること
- ・社名および招待者名/対象国候補一覧、参加目標社数について企画提案書に明記すること
- ・企画内容、プログラム、タイムスケジュール、人員配置について、それぞれ具体的に提案すること
- ・海外メディアの北海道への興味喚起や認知拡大に効果的と思われる内容を深掘りし、ストーリー化したメッセージを提案すること。「アイヌ文化」「地産地消」「サステナビリティ」「縄文」等トレンドキーワードの活用についても検討すること。
- ・セミナー名称（タイトル）についても提案すること

② 参加対象

海外メディアおよび海外の旅行会社、訪日旅行を取り扱うコンシェルジュ等
（海外からのオンライン参加も可）

③ 参加目標

50社50名以上

【留意事項】

- ・北海道の「アドベンチャートラベル（主にグリーンシーズン）」、「食と観光」、「コロナ禍におけるニューノーマルへの対応」、「ユニバーサルツーリズムの取り組み」は必ず組み入れること
- ・海外からのオンライン参加を想定し、開催時間帯や実施回数について配慮すること

〔（3）の見積依頼事項〕オンラインセミナーの企画・運営費用、オンラインセミナーを実施するシステムの調達費用、会場・音響設備・備品等の什器手配費用、通訳・司会者・運営スタッフの手配費用、事務局運営費用（参加者の募集管理、参加者アンケートの実施・集計・報告、開催後の出席者フォロー）、セミナー実施後の動画サイト掲載費用等

（4）在日海外メディア招聘・エクスカージョンの企画実施

在日海外メディアを北海道へ招聘し、現地取材を主目的としたエクスカージョンを実施する。

① 企画提案事項

- ・道内3エリア/3コース以上の招聘行程を提案すること
- ・招聘時期、コース・旅程、招聘回数、招聘予定メディア及び掲載予定媒体名（リスト、件数）等を企画提案書に明記すること
- ・招聘費用は500万円以上1000万円（税込）以内とすること

② 招聘対象

在日海外メディア（記者、特派員、ディレクター等）

（北海道に強い興味を持ち、記事掲載を確約いただける海外メディアを招聘する）

③ 対象市場

米国、中国、欧州（イギリス、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア）、香港、台湾、韓国、カナダ、豪州等

④ 招聘社数

20社20名以上、50名以内

【留意事項】

- ・北海道固有の食文化（Local Food）の実食体験を組み入れること
- ・道内移動（2次交通）は専用車両を利用すること
- ・シーズナリティ、招聘する海外メディアの取材ニーズ等を考慮すること
- ・ウポポイ（白老町）を組み込んだ招聘コースを1コース以上設定すること
- ・招聘行程に係わる地域協賛の募集、当機構が集める協賛の調整を行うこと
- ・エクスカージョンの実施後、意見交換会を行うこと

[(3)の見積依頼内容]

招聘行程の企画費用、意見交換会の開催費用、各種予約・手配・調達費用（ドライバー付き専用車両、招聘者の宿泊・公共交通機関、添乗員、観光通訳ガイド（※注2）、施設・体験コンテンツの調整・予約手配および参加、会場、モバイルWi-fi、旅行保険）、地域協賛の募集管理、取材・広告掲載費用等

※注2）観光通訳ガイドは語学力（英語）だけでなく、北海道観光における全道的な知見や招聘行程における深い知識を有することを必須とする

(5) その他自由提案

- ・(1)～(3)の事業を効果的にするための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。
- ・北海道のブランドイメージを毀損しないことを前提として、企業や団体等からの協賛も可とする。

(6) KPI

アウトプット	観光PRイベント企画出展（JNTO連携）	2日間のブース出展運営
	オンラインセミナー	50社50名以上の参加
	在日海外メディア招聘・エクスカージョン	20社20名以上の参加
	札幌を含む招聘	1コース以上の実施
	ウポポイ（白老）を含む招聘	1コース以上の実施
アウトカム	オンラインセミナー	アンケートで7割以上が「満足」と回答
	海外メディアでの記事掲載量	広告換算額 2000万円以上

- ・上記以外に企画提案者独自の目標指標があれば提案すること

(7) その他

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止、東京オリンピック・パラリンピック2020のキーコンセプトである「SDGs（持続可能な開発目標）」に則り、すべての事業を企画し実施すること
- ・事業実施内容の効果測定及び報告書を作成すること
- ・事業の取り組み内容に応じた成果（広告費用換算、メディア露出、企画旅行等の催行状況など）を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること。
- ・事業で作成した各種ツールや事業実施内容、報告書等の著作権など、増刷や二次利用に係る各種権利は、観光機構に帰属すること。
- ・報告書は、USB（上記データ）等の電子媒体及び印刷物で提出すること。

- ・東京オリンピック・パラリンピック 2020 の開催中止や開催延期等により、本事業実施の中止や実施時期の変更、事業規模を縮小する場合もある。本事業実施が中止となる場合は委託者・受託者間で速やかに協議の上、委託予定金額を上限として精算を行うものとする。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和 3 年 5 月 3 1 日（月） 1 5 時まで
- (2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 海外誘客部（担当：水谷）
TEL 011-231-6736
Email: m_mizutani@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：電子メールにて行うこと。
（様式は、任意。メール本文でも可）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
企画提案事項を A4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものを作成すること。
- (2) これまでの事業実績
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、観光プロモーション事業の実績について、過去 2 年分を記載すること。
- (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の 1 部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書
各事業・項目の明細を記載し、小計も明記すること。
協力会社への再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。
※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格は A4 版とするが、全体的なイメージを伝えるうえで、必要に応じて A3 版を折り込むことは可とする。また、冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (2) 企画提案は 1 者 1 提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が、外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。
- (3) 企画提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 提案の内容で、A 案・B 案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案書は 50 ページ以内(両面)とする。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5 部
（会社名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 4 部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進本部 海外誘客部（担当：水谷）

TEL 011-231-6736

- (3) 提出期限 令和3年6月14日（月） 15時まで
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。
ファクシミリ、電子メールでの提出は不可。

1.2. 企画提案に関する審査

- (1) 提出された企画提案について書類審査を行い、その後ヒアリング審査を行う。
（全ての企画提案者に対して、ヒアリング審査を行うものではない）
- (2) ヒアリング審査の日時及び場所は、別途通知する。
- (3) ヒアリング審査に参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (4) ヒアリング審査時の追加資料の配布については認めない。
- (5) ヒアリング審査会場に入ることができるのは3名までとする。
- (6) 見積書の内容についてもヒアリング審査の対象とする。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインミーティング（ZOOM）出席も可とする。

1.3. 企画提案の評価基準

- (1) 企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。
 - ① 企画提案の目的適合性
事業趣旨や目的を十分に理解した効果的な企画提案がされているか。
 - ② 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
 - ③ 業務遂行能力
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
 - ④ 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。
- (2) 参加表明又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。
 - ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑥ その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合。
- (3) 提出期限以降における参加表明及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。

1.4. 業務上の留意事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）
⇒⇒⇒再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務⇒⇒⇒再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）⇒⇒⇒再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

1.5. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使えない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表する場合がある。

- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (5) 提出された参加表明及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (7) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度東京オリンピック・パラリンピック2020を契機とした観光プロモーション事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「東京オリンピック・パラリンピック2020を契機とした観光プロモーション事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代

